

令和3年3月9日  
総務部職員課

## 江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について（概要）

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）により、指定感染症に指定されていたところであるが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、当該政令は廃止されることとなったため、条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

項 目		内 容
特殊勤務手当の種類及び対象業務	制定当初の附則第3項	新型コロナウイルス感染症を定義する規定について改める。

### 3 施行期日

公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、保健・福祉業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)から区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、保健・福祉業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。</p>